

保険・年金 フォーカス

EIOPA がソルベンシー II の 2020 年レビューに関する意見を EC に提出(6) —助言内容(グループ監督(その1))—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

EIOPA (欧州保険年金監督局) が 2020 年 12 月 17 日に、EC (欧州委員会) にソルベンシー II レビューに関する意見を提出したと公表¹した。このテーマに関しての[最初のレポート](#)では、この EIOPA の意見書の全体概要と、Insurance Europe 及び AMICE の意見表明、さらに保険業界とは異なるスタンスからの批判的な意見を有する欧州議会議員の意見の内容を報告した。また、このシリーズの [2 回目のレポート](#)から、EIOPA の意見書の中の助言内容について報告しており、これまで、「長期保証 (LTG) 措置及び株式リスクに関する措置」、「技術的準備金」、「自己資本」、「SCR (ソルベンシー資本要件)」、「MCR (最低資本要件)」、「報告と開示」及び「比例性」について報告してきた。

今回のレポートでは、EIOPA の意見書の中の助言内容の「グループ監督」のうちの、グループソルベンシーの計算方法を支配する規則以外の、グループ監督の範囲、第三国、最小連結グループ SCR の計算及びその他の問題について、報告する。

2—EIOPA の意見書からの助言—グループ監督(その1)

1 | 概要

EIOPA は、ソルベンシー II 指令に基づく保険グループの監督に関する現在の法的不確実性に対処するために、いくつかの規制変更を提案している。グループの規制の枠組みは、多くの場合あまり具体的ではなく、他の場合には多くの明確化なしに必要な変更を加えた単体の規則の適用に依存しているため、これは歓迎される機会であると考えられている。

特に、グループに適用される定義、グループ監督の適用範囲、及び第三国との問題を含むグループ内取引の監督に関する政策提案がある。他の提案は、自己資本の要件や金融コングロマリット指令との相互作用など、グループソルベンシーの計算を管理する規則に焦点を当てている。助言の最後のセ

¹ https://www.eiopa.europa.eu/content/solvency-ii-review-balanced-update-challenging-times_en

クションでは、グループレベルでのガバナンス要件の適用に関連する不確実性に焦点を当てている。

2 | グループ監督の適用範囲

2-1. 支配的な影響力の問題を含む、グループの定義、グループ監督の範囲

(1) ソルベンシーII指令の第212条における、監督権限に基づいて事実上のグループを形成する会社を捕捉するためのグループの特定をサポートする定義に関する明確性の欠如

ソルベンシーIIの対象となる事実上のグループを形成する会社を捕捉するためのグループの特定をサポートする定義で確認された問題に対処するために、監督当局が、監督当局の見解で（必ずしも契約に基づくとは限らない）、会社を、ソルベンシー指令の第212条(1)(c)(ii)に言及されているように、統一ベース又は集中調整を通じて効果的に管理されている相互に関連する会社とみなすことができるようにすることを認めるために、ソルベンシーII指令の第212条が、レベル2でさらに明確にされることを勧告している。

(2) 水平グループ、EEAに複数のエントリポイントを持つグループ、及び同じ個人又は法人が保有する複数のグループの場合、ソルベンシーII指令第213条に基づくグループ監督の適用を促進する必要性

水平グループ、EEAに複数のエントリポイントを持つグループに関して遭遇する課題に対処するという見解である。また、EEA内の同じ個人又は法人が複数のグループを保有している場合、監督当局は、グループの監督がそうでなければ適用されない場合、又は効果的なグループの監督が危険にさらされる場合に、関連する監督当局が、監督される会社に、グループの監督を行使できるような方法で構造化するように要求する権限を有することが勧告される。

(3) ソルベンシーIIの対象となるグループの範囲を確保するための他の定義の明確性の欠如

十分に調和したルールとグループ及び国境を超えるビジネスの効果的かつ効率的な監督を通じて公平な競争条件を確保するために、ソルベンシーII指令で概説されている他の定義及び他の欧州の規制との可能な相互作用に関して、明確さが必要であることから、ソルベンシーII指令第212条における子会社、親会社、管理、参加、及びグループの定義を明確にすることを勧告している。

グループ監督の適用範囲

9.1. 支配的な影響力の問題を含む、グループの定義、グループ監督の範囲

ソルベンシーII指令の第212条における、監督権限に基づいて事実上のグループを形成する会社を捕捉するためのグループの特定をサポートする定義に関する明確性の欠如

9.1 EIOPAは、ソルベンシーIIの対象となる事実上のグループを形成する会社を捕捉するためのグループの特定をサポートする定義で確認された問題に対処するために、監督当局が、監督当局の見解で（必ずしも契約に基づくとは限らない）、会社が、ソルベンシー指令の第212条(1)(c)(ii)に言及されているように、統一ベース又は集中調整を通じて効果的に管理されている相互に関連する会社とみなすことができるようにすることを認めるために、ソルベンシーII指令の第212条が、レベル2でさらに明確にされることを勧告する、という見解である。

9.2 第212条のパラグラフ1(c)(ii)の意味の範囲内での支配的な影響力の行使は、その条項のパラグラフ2の意味の範囲内での支配的な影響力の行使と必ずしも同じ基準を満たさないことを規制の

枠組みで明確にすることもまた助言される（パラグラフ 2 が支配的な影響のみに焦点を当てているのに対して、パラグラフ 1 (c) (ii) が支配的な影響を含む様々な要素を含む場合、そして監督当局がパラグラフ 1 の内容に加えてパラグラフ 2 の内容も「また」考慮することが示されている場合）。

9.3 ソルベンシー II フレームワークは、会社が相互にリンクされている場合に検討するための基準を定義する必要もある。その点で、相互にリンクする会社の場合、レベル 2 の規制の枠組みは、グループの監督要件に責任を負う会社を決定するために使用される基準も提供する必要がある。

9.4 以下の要素は、集中調整を含め、会社が相互に関連している場合に考慮すべき基準の一部として考慮され、レベル 2 規制に含まれるべきである。これは、以下の例の網羅的でないリストとして提示されている。

(a) 関係する会社には以下がある。

- ・部分的又は完全に同じ株主がいる。
- ・AMSB のメンバーは共通だが、過半数ではない。
- ・部分的又は完全に同じ管理機関を有している。
- ・部分的又は完全に同じ方針システム（投資、リスク管理、コンプライアンスなど）とアウトソーシングの取り決めを有している。
- ・ノウハウと主要機能の担当者及び主要機能保有者自身を含む同じ担当者を部分的又は完全に共有している。
- ・グループ内で発生するかのようにグループ内取引と見なすことができる、財務的及び非財務的なリンクを有している（それらの一部に直接のキャッシュフローが存在しない場合でも）。例えば、関係する会社が類似の商品及び／又はサービスを提供するためのサービスを互いに提供し、これらのサービスの定期的な金融及び非金融取引が関係する会社間で行われる場合
- ・他の会社への共同保有を含む、共通の投資を行う。

(b) さらに、集中化調整は、関与する会社の種類とは無関係に、支配的な影響の全体的な分析の一部である。集中化調整は、地理的な場所（国境を越えた場合など）によっても、管理の役割の定義や会社間のサービスの提供の定義によっても制限されない。集中化調整は、調整と（取引／活動の）関連する決定が共同で行われることも意味する。

水平グループ、EEA に複数のエントリポイントを持つグループ、及び同じ個人又は法人が保有する複数のグループの場合、ソルベンシー II 指令第 213 条に基づくグループ監督の適用を促進する必要性

9.5 EIOPA は、水平グループ、EEA に複数のエントリポイントを持つグループに関して遭遇する課題に対処するという見解である。また、EEA 内の同じ個人又は法人が複数のグループを保有している場合、監督当局は、グループの監督がそうでなければ適用されない場合、又は効果的なグループの監督が危険にさらされる場合に、関連する監督当局が、監督される会社に、グループの監督を行使できるような方法で構造化するように要求する権限を有することが勧告される。EU レベルでそのような権限を一貫して使用するために、国境を越えたグループの場合は、関係する他の監督当局及び EIOPA にプロセスの一部として相談する必要がある。この枠組みの中で、監督当局は、EU 持株会社の設立（ソルベンシー II 指令の第 262 条で既に認められている可能性と同様）又はソルベンシー II 指令の第 212 条 (1) c (ii) に記載されているように集中調整と支配的な影響力を行使す

る会社の設立を要求することが認められるべきである。

ソルベンシー II の対象となるグループの範囲を確保するための他の定義の明確さの欠如

9.6 EIOPA は、十分に調和したルールとグループ及び国境を超えるビジネスの効果的かつ効率的な監督を通じて公平な競争条件を確保するために、ソルベンシー II 指令で概説されている他の定義及び他の欧州の規制との可能な相互作用に関して、明確さが必要であると考えている。従って、EIOPA は、以下を確実にするために、ソルベンシー II 指令の第 212 条における子会社、親会社、管理、参加、及びグループの定義を明確にすることを勧告している。

- ・ソルベンシー II 指令の第 212 条 (1) (c) のサブパラグラフ (i) 及び (ii) は相互に排他的ではない。
- ・支配的な影響力が行使される会社の子会社や参加は、支配的な影響力を行使する会社と同じグループの範囲内にある。
- ・共同子会社及び共同参加が独自の会社によって支配的な影響力を行使する会社によって行われる場合、これらの共同子会社及び共同参加について、支配及び所有の割合を合計することができる。
- ・指令 83/349/EEC の第 12 条 (1) に規定されている関係によって相互にリンクされている会社によって定義されたグループの場合、これらのリンクされた会社のそれぞれの子会社及び参加もグループの一部となる。

2-2. 保険持株会社の定義及び保険持株会社と混合金融持株会社に関連するその他の課題

(1) ソルベンシー II 指令の第 212 条は、保険持株会社 (IHC) の定義における「排他的」又は「主に」の意味についての追加の説明を提供していない。

IHC の定義で使用される「排他的」又は「主に」という用語に関連して、用語が、持株会社又はグループの連結貸借対照表の 50% 以上、又は監督当局が関連するとみなすその他の指標（ソルベンシー資本要件、資本、人員など）が（第三国（再）保険会社を含む）保険セクターに由来している状況に関連して理解されるように、ソルベンシー II 指令の第 212 条 (1) (f) をさらに明確にするように勧告している。

(2) ソルベンシー II 指令の第 214 条 (1) 及び保険持株会社と混合金融持株会社に対する権限

ソルベンシー II 指令の第 214 条 (1) の文言を修正して、(i) グループのトップ IHC 又は混合金融持株会社（混合活動保険持株会社を除く）に対する監督及び執行を許可すること、(ii) 必要に応じて、グループ内のホールディングレベル又は別のレベルでのグループ監督を可能にする構造的組織を要求する、ことを勧告している。

また、グループ監督者が、必要に応じて、そのような持株会社に適用される適切かつ効果的な監督権限及び措置を有することを勧告している。

9.2. 保険持株会社の定義及び保険持株会社と混合金融持株会社に関連するその他の課題

ソルベンシー II 指令の第 212 条は、保険持株会社 (IHC) の定義における「排他的」又は「主に」の意味についての追加の説明を提供していない。

9.7 EIOPA は、IHC の定義で使用される「排他的」又は「主に」という用語に関連して、用語が、持

株会社又はグループの連結貸借対照表の50%以上、又は監督当局が関連するとみなすその他の指標（ソルベンシー資本要件、資本、人員など）が（第三国（再）保険会社を含む）保険セクターに由来している状況に関連して理解されるように、ソルベンシーII指令の第212条（1）（f）をさらに明確にするよう委員会に勧告している。

9.8 助言は、IHCの特定をサポートし、公平な競争の場を確保する。また、特定の状況では、監督者が他の基準を考慮に入れるためのある程度の柔軟性が可能になる。これは、IHCの特定の目的により関連性がある。

9.9 この助言は、ソルベンシーII指令の第212条（1）（g）における混合活動保険持株会社の定義の変更を推奨していない。

ソルベンシーII指令の第214条（1）及び保険持株会社と混合金融持株会社に対する権限

9.10 ソルベンシーII指令の第214条（1）の文言を修正して、（i）グループのトップIHC又は混合金融持株会社（混合活動保険持株会社を除く）に対する監督及び執行を許可すること、（ii）必要に応じて、グループ内のホールディングレベル又は別のレベルでのグループ監督を可能にする構造的組織を要求する、ことを勧告している。EUレベルでそのような権限を一貫して使用するために、国境を越えたグループの場合は、関係する他の監督当局とEIOPAに決定プロセスの一部として相談する必要がある。

9.11 また、グループ監督者が、必要に応じて、そのような持株会社に適用される適切かつ効果的な監督権限及び措置を有することを勧告している。可能な執行措置及び監督者に付与される権限のリストは、以下を考慮する必要がある。

- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社が保有する子会社の保険又は再保険会社の株式に付随する議決権の行使を停止する。
- ・ 保険持株会社、混合金融持株会社、又はその持株会社のAMBSに対して差止命令又は罰則を発行する。
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に、子会社の保険又は再保険会社への参加を株主に譲渡するよう指示又は命令を与える。
- ・ ソルベンシーII指令の第218条から第246条に定められた要件の遵守を確保する責任を負う、グループ内の別の保険持株会社、混合金融持株会社、又は保険又は再保険会社を一時的に指定する。
- ・ 株主への分配又は利息の支払いを制限又は禁止する。
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に対し、保険又は再保険会社又はその他の金融セクター事業体からの売却又は保有の削減を要求する。
- ・ 保険持株会社又は混合金融持株会社に、コンプライアンスを回復するために、遅滞なくリターン計画を提出するよう要求する。

2-3. ソルベンシーII指令の第214条（2）-グループ監督の範囲からの除外

(1) グループ監督の完全な欠如又はグループ構造の下位／中間レベルでのグループ監督の適用につながる可能性のある会社のグループの範囲からの除外

ソルベンシーIIフレームワークに、例外的なケースが適切に正当化され、文書化され、監視され、

決定の全ての関係者（EIOPA を含む）もプロセスに関与することを保証するために、グループ監督からの除外に関する全体的な原則を導入することを勧告している。:

グループ監督からの除外は、除外された会社がグループにもたらす性質、規模、及びリスクを考慮して、グループ監督者が慎重に検討する必要がある。

(2) 無視できる利害（ソルベンシー II 指令の第 214 条 (2) (b)）対グループ監督の目的の達成

グループ監督の目的に関する「無視できる利害」の基準の検討で、考慮に入れるべき基準を明確にしている。

9.3. ソルベンシー II 指令の第 214 条 (2) –グループ監督の範囲からの除外

グループ監督の完全な欠如又はグループ構造の下位／中間レベルでのグループ監督の適用につながる可能性のある会社のグループの範囲からの除外

9.12 ソルベンシー II フレームワークに、例外的なケースが適切に正当化され、文書化され、監視され、決定の全ての関係者（EIOPA を含む）もプロセスに関与することを保証するために、グループ監督からの除外に関する全体的な原則を導入することを勧告している。

9.13 グループ監督からの除外は、除外された会社がグループにもたらす性質、規模、及びリスクを考慮して、グループ監督者が慎重に検討する必要がある。グループ監督者は、そのような決定がグループ監督の完全な欠如をもたらす場合、グループ監督の範囲から 1 つ以上の会社を除外してはならない。非常に例外的で正当なケースでは、EIOPA 及び関係する関連する管轄当局に相談した後、グループ監督からの免除が許可される可能性があり、継続的な監視の対象となる必要がある。各ケースを独自のメリットで評価する場合、グループ監督者は、トップホールディング／最終的な親会社／主要な株式保有をグループ監督の範囲から除外し、中間レベルでグループ監督を適用する監督上の決定は、グループのソルベンシーポジションへの潜在的な影響及びグループが直面する又は直面する可能性のあるリスクの完全な概要を、慎重に検討する必要がある。

無視できる利害（ソルベンシー II 指令の第 214 条 (2) (b)）対グループ監督の目的の達成

9.14 グループ監督の目的に関する「無視できる利害」の基準の検討では、少なくとも以下の基準を考慮に入れる必要がある。

- ・グループの規模と比較した場合に除外の対象となる可能性のある会社の規模
- ・潜在的なグループのソルベンシーへの影響
- ・関連するグループ内取引又は資金調達
- ・関連する会社（子会社以外）が子会社として別のグループにも属し、他のグループに対して行使されるグループ監督の範囲に含まれるかどうか
- ・グループの監督に関連する会社を含めることは、グループに関する追加の貴重な情報を受け取ることにつながるかどうか（例えば、関連するが子会社の規制対象ではない事業体）。

2-4. グループ内取引（IGTs）及びリスク集中（RCs）の監督

(1) IHC、混合金融持株会社、混合活動保険持株会社、及び第三国（再）保険会社を IGTs の可能性のある取引相手として参照する IGTs の現在の定義には含まれていない。

(再) 保険会社、第三国 (再) 保険会社、IHC、混合金融持株会社が、直接的又は間接的に、契約の有無及び支払いの有無に関わらず、義務の履行に対して、同じグループ内の他の会社又は密接なリンクによってそのグループ内の会社にリンクされている自然人又は法人に依存する取引を少なくとも含めるために、ソルベンシー II 指令の第 13 条 (19) を修正するよう委員会に勧告している。

(2) IGT 及び RC の臨界値を適用するためのより明確な基準の必要性

ソルベンシー II 指令の第 244 条 (3) を修正して、現在実施されている基準 (SCR 及び/又は技術的準備金) を拡張し、IGTs 及び RCs 報告の臨界値を設定する目的で、グループ監督者が必要と見なした場合、適格自己資本や定性的基準などの追加基準を導入できるようにすることを勧告している。

9.4. グループ内取引 (IGTs) 及びリスク集中 (RCs) の監督

IHC、混合金融持株会社、混合活動保険持株会社、及び第三国 (再) 保険会社は IGTs の可能性のある取引相手として参照する IGTs の現在の定義には含まれていない。

9.15 EIOPA は、(再) 保険会社、第三国 (再) 保険会社、IHC、混合金融持株会社が、直接的又は間接的に、契約の有無及び支払いの有無に関わらず、義務の履行に対して、同じグループ内の他の会社又は密接なリンクによってそのグループ内の会社にリンクされている自然人又は法人に依存する取引を少なくとも含めるために、ソルベンシー II 指令の第 13 条 (19) を修正するよう委員会に勧告している。グループのトップにある他の金融セクターの規制対象会社が混合活動保険持株会社の定義に該当しない場合 (ソルベンシー II 指令の第 212 条 (1) (g))、ソルベンシー II の第 265 条指令はこれらの会社にも適用される。これは、金融コングロマリット指令 (FICOD) IGT の報告の対象となる、又は対象とならない規制対象の事業体 (銀行など) とは独立している。比例的アプローチに関しては、ソルベンシー II 指令の第 213 条 (3) により、グループ監督者は、ソルベンシー II と FICOD に基づく報告を同時に回避するために、IGTs と RCs の報告を免除することができる。

9.16 この枠組みの中で、監督当局は、さらなる種類のカウンターパーティ (特に、グループのソルベンシーが計算されるグループの保険部分に属する会社とグループの残りの部分の間の取引) を、監督上の必要性に基づいて、報告する IGTs の範囲に含めることが認められる。

IGTs 及び RCs の臨界値を適用するためのより明確な基準の必要性

9.17 グループの性質、構造、及び複雑さにより、IGTs 及び RCs の報告の臨界値を設定する際の制限の少ない基準が必要になる場合がある。ソルベンシー II 指令の第 244 条 (3) を修正して、現在実施されている基準 (SCR 及び/又は技術的準備金) を拡張し、IGTs 及び RCs 報告の臨界値を設定する目的で、グループ監督者が必要と見なした場合、適格自己資本や定性的基準などの追加基準を導入できるようにすることを勧告している。定性的基準は、リスクベースのアプローチに基づいてグループ監督者によって定義される。

3 | 第三国—ソルベンシー II 指令第 262 条—明確化

(1) ソルベンシー II 指令の第 262 条の適用に必要なさらなる規制の明確化

第 262 条 (1) の現在の文言を保持し、監督者が利用できる「他の方法」に関して明確な期待があることを保証するために、第 262 条 (2) で使用されている目的と文言をさらに明確にすることが勧

告される。

監督当局は、この目的に対処するために必要とみなされる場合、第 262 条 (2) に既に概説されている方法に加えて、代替方法を開発又は設定することができるが、監督当局は、これらの 1 つ又は複数の方法を選択する理由を明確に文書化することが勧告される。

グループの全ての EEA 事業を網羅する持株会社が存在しない場合、第 262 条 (2) に基づく「その他の方法」として EEA 持株会社の設立が要求される可能性があることを法律で明確にする必要がある。

(2) 第三国における第 262 条の現行規定の適用において特定されたその他の問題

第 262 条 (2) をさらに明確にして、グループの最終的な第三国の親会社の定義に関する第 213 条 (2) (c) との草案の一貫性を改善するよう努めるべきである。

第 262 条に基づく規定が、第 212 条及び第 213 条 (2) (c) の意味の範囲内でグループに属する EEA 保険及び再保険会社の適切な監督を確保することを目的としていることを法律で明確にすべきである。

より広い国際グループに属する EEA 事業体の適切な監督を確実にするために、ソルベンシー II フレームワークの下で「他の方法」を適用する権限を有するのは EEA グループ監督者であることを法律で明確にすべきである。

第三国

9.5. ソルベンシー II 指令第 262 条—明確化

ソルベンシー II 指令の第 262 条の適用に必要なさらなる規制の明確化

9.18. 委員会は、第 262 条 (1) の現在の文言を保持し、そうすることで、EEA グループの監督者に、最終的に同等でない第三国グループのレベルでソルベンシー II グループの監督を適用するか、「その他の方法」を適用するかのいずれかのオプションを提供し続ける必要がある。

9.19 委員会は、法律において、ソルベンシー II 指令の第 262 条 (2) で使用されている目的と文言をさらに明確にする必要がある。これは、この条項で既に提供されているものに加えて、監督者が利用できる「他の方法」に関して明確な期待があることを保証するためである。したがって、法律は、グループ内の (再) 保険会社の適切な監督を確保するために、以下の目的を考慮すべきであることを通知する必要がある。

- i) 第三国グループ及び EU サブグループ又は孤立した会社からの連鎖リスクを制限する。
- ii) EU サブグループ又は孤立した会社の資本配分及び資本の質を維持し、資本の創出を防止する。
- iii) 連鎖リスクとグループ内の規制されていない会社の影響に特に焦点を当てて、世界規模のグループ関係のレベルでリスクを評価する。
- iv) 関係する全ての監督者 (EU 内及び/又は EU 外) 間の協力を確保し、少なくとも 1 つの監督当局がグループとそれに関連するリスクの全体像を把握し、グループ間の協力のためのプロトコルを確立する。

9.20 監督当局は、上記の目的に対処するために必要とみなされる場合、ソルベンシー指令の第 262 条 (2) に既に概説されている方法に加えて、代替方法を開発又は設定することができる。これは、監督当局が独自の監督経験を適用し、ケースバイケースで各グループを適切に管理できるようにす

るためである。

9.21 監督当局は、上記で定義された1つ又は複数の方法を選択する理由を明確に文書化することも勧告される。通知プロセス（ソルベンシーII指令の第262条の最後のパラグラフに記載されている）には、関係者の1人としてEIOPAも含める必要がある。

9.22 委員会はまた、グループの全てのEEA事業を網羅する持株会社が存在しない場合、ソルベンシーII指令の第262条(2)に基づく「その他の方法」としてEEA持株会社の設立が要求される可能性があることを法律で明確にする必要がある。ただし、監督者がソルベンシーIIグループの監督の目的を達成できるようにする「その他の方法」を既に適用している場合、EEA持株会社の設立は必須ではない。

第三国における第262条の現行規定の適用において特定されたその他の問題

9.23 委員会は、ソルベンシーII指令の第262条(2)をさらに明確にして、グループの最終的な第三国の親会社の定義に関する第213条(2)(c)との草案の一貫性を改善するよう努めるべきである。：第213条(2)(c)で言及されているように、グループの監督の適用の事例を定義するときに概説された最終的な第三国の親会社の種類。

9.24 委員会は、ソルベンシーII指令の第262条に基づく規定が、指令の第212条及び第213条(2)(c)の意味の範囲内でグループに属するEEA保険及び再保険会社の適切な監督を確保することを目的としていることを法律で明確にするよう勧告される。

9.25 委員会は、より広い国際グループに属するEEA事業体の適切な監督を確実にするために、ソルベンシーIIフレームワークの下で「他の方法」を適用する権限を有するのはEEAグループ監督者であることを法律で明確にするように勧告される。

4 | 最小連結グループSCRの計算（分散効果のレベルへの影響を含む）

(1) 最小連結グループSCR (Min.Cons.SCR) に含まれる会社とグループSCRに含まれる会社の範囲の明確性と整合性の欠如

Min.Cons.SCRの会社範囲の明確性と整合性が欠如しており、既存の規制は、適切な公平な競争の場につながっておらず、IHC及びMHFHCに由来するリスクがMin.Cons.SCRに取り込まれることを保証していないことから、グループソルベンシー計算に関するEIOPAガイドラインのEIOPAガイドライン21b)の内容を法律に含め、Min.Cons.SCRに含まれる会社の範囲を、Min.Cons.SCRの現在の計算に対するIHC及びMFHCの想定MCRを加えることによって、グループSCRに含まれる会社の範囲に合わせるように勧告している。

(2) 最小連結グループSCR (Min.Cons.SCR) 及び関連する準用問題の計算方法

Min.Cons.SCRが連結ベースで含まれる事業体の最小フロアであり、その方法がグループを保護するメカニズムであることを法律に組み込むことにより、Min.Cons.SCRの目的を明確にするよう勧告している。

また、グループSCR全体のパーセンテージとして直接計算される新しいトリガー基準を設定することも勧告している。

最小連結グループ SCR の計算（分散効果のレベルへの影響を含む）

9.15. 最小連結グループ SCR

最小連結グループ SCR (Min.Cons.SCR) に含まれる会社とグループ SCR に含まれる会社の範囲の明確性と整合性の欠如

9.79 グループ SCR に関連して、Min.Cons.SCR の会社範囲の明確性と整合性が欠如している。既存の規制は、適切な公平な競争の場につながっておらず、IHC 及びMHFHC に由来するリスクが Min.Cons.SCR に取り込まれることを保証していない。

9.80 EIOPA は、グループソルベンシー計算に関する EIOPA ガイドラインの EIOPA ガイドライン 21b) の内容を法律に含め、Min.Cons.SCR に含まれる会社の範囲を、Min.Cons.SCR の現在の計算に対する IHC 及びMFHC の想定 MCR を加えることによって、グループ SCR に含まれる会社の範囲に合わせるように勧告している。これらの会社の想定 MCR は、想定 SCR の 35% に等しくすべきである。

最小連結グループ SCR (Min.Cons.SCR) 及び関連する準用問題の計算方法

9.81 Min.Cons.SCR の計算方法は、適格自己資本 (EOF) / 最小資本要件 (MCR) の比率が常に EOF / SCR の比率よりも大きいことを常に保証するものではない。これは、単体 MCR に関連する要件のグループレベルでの「準用」適用に追加され、一部のグループに「トリガー反転状況」を作り出す。

9.82 EIOPA の勧告は、最小連結グループ SCR 計算の既存の方法論（つまり、単純な計算を使用し、分散効果が計算にもたらされない、グループ SCR のフロア）に変更がないことを確認することである。

9.83 EIOPA は、Min.Cons.SCR が連結ベースで含まれる事業体の最小フロアであり、その方法がグループの SCR は単体の MCR の合計よりも低くはないことを保護するメカニズムであることを法律に組み込むことにより、Min.Cons.SCR の目的を明確にするよう勧告している。EIOPA は、Min.Cons.SCR が単体レベルと同じ監督措置をトリガーすべきではないとの意見である（例えば、ソルベンシー II 指令の第 139 条の全ての関連要素）。

9.84 従って、EIOPA は、グループ SCR 全体のパーセンテージとして直接計算される新しいトリガー基準を設定することも勧告している。これは、グループ SCR の 45% とグループ SCR のフロア (Min.Cons.SCR) の低い値である必要がある。これにより、グループに対しても適切な監督のラダーが確保され、新しい資本要件の増加又は導入が防止される。従って、新しいトリガー基準は、ソロ MCR に関連する要件のグループレベルでの必要な変更を加えた問題の適用、及び違反、自己資本トリガーなどに関する監督措置に使用する必要がある。新しいトリガー基準は、結果として、「必要な変更を加えた」適用（準用）の問題に関する一部のグループによって遭遇する状況を防ぐ必要がある。

5 | ソルベンシー II と FICOD との相互作用、及び他の金融セクター (OFS) で特定されたその他の問題

5-1. 他の金融セクター (OFS) の包含

EIOPA は、金融コングロマリットの規制を含むセクター別規則を参照することで、保険業界と監督当局に課題が生じるという問題を特定した。明確性の欠如は異なる解釈を生み出すため、EIOPA は委員会に対し、グループのソルベンシーを計算する際に実際に関連するセクター別規則をどのように考慮すべきか、及びもしあれば、他の適用可能な OFS 規制との相互作用について十分なガイダンスを提供することを勧告している。

(1) 他の金融セクター (OFS) の関連会社をソルベンシー II に含めることについての明確性の欠如

委任規則第 329 条は、他の金融セクターからの会社を含めるために使用された方法と手法に関連して、いくつかの異なる解釈につながるため、他の金融セクターの事業体がソルベンシー II グループのソルベンシー計算に含まれる場合、委任規則第 329 条が常に適用されることを明確にすることを勧告している。また、これらの会社は、第 335 条 (1) (e) 及び第 336 条 (1) (c) に記載されている手法を使用して含まれることを勧告している。

(2) ソルベンシー II の計算を目的とした、他の金融セクターからの自己資本の関連するソルベンシー II 階層への割当て

EIOPA は変更を勧告しないため、この政策問題については現状が維持されている。

(3) グループの保険部分の損失を吸収するための OFS からの超過自己資本の能力の明確化

他の金融セクター (OFS) からの自己資本を効果的に使用して、ソルベンシー II グループの保険部分の損失を吸収し、ソルベンシー II グループの財務状況の誤解を避けるべく十分な保証を得るために、EIOPA は、グループ (自己評価) と監督の両方の観点から、自己資本項目の損失吸収能力の分析を要求しており、この分析は、比例的かつリスクベースのアプローチが考慮され、他の金融セクターに起因する自己資本の超過が重要であるとみなされる場合に特に実行される必要がある。

(4) OFS 事業体がグループを形成する際に、セクター別規則の対象となる自己資本及び資本要件を含めることについての明確性の欠如

委任規則の第 329 条、第 335 条、及び第 336 条で、OFS の関連会社がセクター別グループ監督の対象となるグループを形成する場合、セクター別規則に従って計算されるグループ自己資本及びグループ資本要件が、個々の会社の資本要件と自己資本の合計ではなく、グループのソルベンシー計算に貢献する必要があることを明確にするよう勧告している。

(5) 信用機関、投資会社、金融機関のどの資本要件をグループソルベンシーに含めるべきかの明確化の必要性

委任規則第 336 条に記載されている信用機関、投資会社、及び金融機関の資本要件として、そのような会社の資本バッファの異なる性質及びソルベンシー II 資本アドオンを考慮して、グループソルベンシー計算に何を含めるべきかを明確にするよう勧告している。特に、公平な競争の場の文脈でローカル市場全体に設定された資本バッファを含める目的は、適切に考慮されるべきである。

ソルベンシー II と FICOD との相互作用、及び他の金融セクター (OFS) で特定されたその他の問題

9.16. 他の金融セクター (OFS) の包含

9.85 EIOPA は、金融コングロマリットの規制を含むセクター別規則を参照することで、保険業界と監督当局に課題が生じるという問題を特定した。明確性の欠如は異なる解釈を生み出すため、

EIOPA は委員会に対し、グループのソルベンシーを計算する際に実際に関連するセクター別規則をどのように考慮すべきか、及びもしあれば、他の適用可能な OFS 規制との相互作用について十分なガイダンスを提供することを勧告している。特に：

他の金融セクター (OFS) の関連会社をソルベンシー II に含めることについての明確さの欠如

9.86 委任規則第 329 条は、他の金融セクターからの会社を含めるために使用される方法と手法に関連して、いくつかの異なる解釈につながるため、EIOPA は、他の金融セクターの事業体がソルベンシー II グループのソルベンシー計算に含まれる場合、委任規則第 329 条が常に適用されることを明確にすることを勧告している。EIOPA はまた、これらの会社は、第 335 条 (1) (e) 及び第 336 条 (1) (c) に記載されている手法を使用して含まれることを勧告している。これは、これらの会社の自己資本及び資本要件が、それぞれグループ自己資本全体とグループ SCR 全体にそれぞれ集約されることを意味している。この手法は、グループソルベンシーの計算に使用される方法とは別に使用する必要がある。

ソルベンシー II の計算を目的とした、他の金融セクターからの自己資本の関連するソルベンシー II 階層への割当て

9.87 参照された提案は、OFS 事業体からの自己資本項目のソルベンシー II 規則に従った再分類を意味しないが、EIOPA は、監督者及びグループが他の金融セクターに適用される規制に完全に精通している必要があるため、特にこの政策の実装が難しい、特に OFS 全体の規則は、ソルベンシー II と比較できない場合がある、ことを認識している。

9.88 上記を考慮した後、EIOPA は変更を勧告しないため、この政策問題については現状が維持される。

グループの保険部分の損失を吸収するための OFS からの超過自己資本の能力の明確化

9.89 委任規則の第 330 条に基づく利用可能性評価は、2 つの重要な要素、グループの他の部分に送金される自己資本の能力、及びグループ内の他の会社から生じる損失を吸収する能力を対象としている。OFS 事業体の超過自己資本の利用可能性評価が全くないことは、グループの「保険部分」の資本が不足している場合、保険グループ全体のソルベンシー比率が依然として満足できるようにみえる可能性があることを意味するというのが EIOPA の見解である。これは、OFS 事業体の資本の超過が、グループ内の保険会社に起因する損失を効果的に吸収できるかどうかに関係ない。従って、この政策問題は、OFS の特定の自己資本が損失を吸収する能力に焦点を合わせている。

9.90 他の金融セクター (OFS) からの自己資本を効果的に使用して、ソルベンシー II グループの保険部分の損失を吸収し、ソルベンシー II グループの財務状況の誤解を避けるために十分な保証を得るために、EIOPA の勧告は、グループ (自己評価) と監督の両方の観点から、自己資本項目の損失吸収能力の分析を要求することである。この分析は、他の金融セクターに起因する自己資本の超過が重要であるとみなされる場合に特に実行される必要がある。分析では、比例的かつリスクベースのアプローチが考慮される。

9.91 次のことを勧告する。(i) 劣後債務証券。繰延税金資産。OFS セクター資本要件を超えるセクター自己資本に含まれる場合、グループが損失を吸収できることをグループ監督者が満足するように示すことができない限り、ソルベンシー II に基づくグループソルベンシーの損失を吸収するために

効果的に利用できないと見なされる。

9.92 (ii) OFS セクター資本要件を超えるその他の自己資本項目については、グループはそれらをグループ自己資本に含めることができる。監督当局が単独で、又は監督カレッジを通じて、そのような自己資本が損失を吸収する能力について懸念を抱いている場合、グループは、そのようなセクターの自己資本がグループの保険部分で生じる損失を吸収できることを監督当局が満足するように実証する必要がある。グループの保険部分の損失を吸収する目的で超過自己資本を移転する能力は、とりわけ、損失吸収性が他の金融セクターの会社の特殊性によって制限されている分配不可能な準備金又は自己資本項目があるかどうかを適切に考慮に入れる必要がある。これには、特に分配不可能な項目としてラベル付けされていなくても譲渡できない資金や項目も含まれる。

OFS 事業体がグループを形成する際に、セクター別規則の対象となる自己資本及び資本要件を含めることについての明確性の欠如

9.93 保険グループ外のセクターグループ監督の対象となるグループを形成する他の金融セクターからの資本要件と自己資本の両方が、OFS グループから来ているグループの数値を使用してそれらの場合にのみ取り上げることができることを規則で明確にする必要がある。従って、EIOPA は委員会に対し、委任規則の第 329 条、第 335 条、及び第 336 条で、OFS の関連会社がセクター別グループ監督の対象となるグループを形成する場合、セクター別規則に従って計算されるグループ自己資本及びグループ資本要件が、個々の会社の資本要件と自己資本の合計ではなく、グループのソルベンシー計算に貢献する必要があることを明確にするよう勧告している。

信用機関、投資会社、金融機関のどの資本要件をグループソルベンシーに含めるべきかの明確化の必要性

9.94 現在、信用機関、投資会社、及び金融機関からの資本要件を含めるために利用できる唯一のガイダンスは、EIOPA Q&A 134411 への回答だが、Q&A の適用と執行可能性に関する課題は監督当局によって強調されている。さらに、ソルベンシー II の下での資本要件と、信用機関、投資会社、及び金融機関の制度との間で何が資本要件を構成しているのか、両方のフレームワークで要件をカバーしなかった場合の結果は何か、について明確な違いがある。

9.95 従って、EIOPA は委員会に対し、委任規則第 336 条に記載されている信用機関、投資会社、及び金融機関の資本要件として、そのような会社の資本バッファの異なる性質及びソルベンシー II 資本アドオンを考慮して、グループソルベンシー計算に何を含めるべきかを明確にするよう勧告している。特に、公平な競争の場の文脈でローカル市場全体に設定された資本バッファを含める目的は、適切に考慮されるべきである。保険グループが金融コングロマリットとして識別されているかどうかに関係なく、ソルベンシー II の対象となる全てのグループ（信用機関、投資会社、金融機関に参加している）に同じルールを設定するという目的も考慮に入れる必要がある。

9.96 最後に、EIOPA は、他の金融セクターの規制の枠組みへの変更が、既存のソルベンシー II の枠組みとの相互作用に影響を与える可能性があることも認識している。他の金融セクターのソルベンシー要件に関する立法者による改訂は、他のセクターの立法と既存のソルベンシー II フレームワークとの相互作用に関する意図しない波及を回避することが重要である。

5-2. ソルベンシー II 指令第 228 条の適用—関連する信用機関、投資会社、及び金融機関

グループのソルベンシー要件の計算に関連する信用機関、投資会社、金融機関を含める方法（ソルベンシー II 指令第 228 条）、FICOD との相互作用、及びソルベンシー II フレームワークの他の条項に関する明確性の欠如

信用機関、投資会社、又は金融機関である関連会社は、グループソルベンシーの計算に使用される方法に関係なく、背景分析文書の政策問題 9.3.16（1）に記載されている手法を使用して、セクター別規則に従って含める必要がある。

EIOPA は、FICOD 手法に言及しているソルベンシー II 指令の第 228 条第 1 項を削除することを勧告している。結果として、関連する信用機関、投資会社、及び金融機関は、ソルベンシー II ルールを使用したソルベンシー計算にのみ含める必要があり、そのような取扱いは、そのような関連会社のための調和のとれた取扱いをもたらすことになる。

9.17. ソルベンシー II 指令第 228 条の適用—関連する信用機関、投資会社、及び金融機関

グループのソルベンシー要件の計算に関連する信用機関、投資会社、金融機関を含める方法（ソルベンシー II 指令第 228 条）、FICOD との相互作用、及びソルベンシー II フレームワークの他の条項に関する明確性の欠如

9.97 EIOPA は、信用機関、投資会社、又は金融機関である関連会社は、グループソルベンシーの計算に使用される方法に関係なく、背景分析文書の政策問題 9.3.16（1）に記載されている手法を使用して、セクターの規則に従って含める必要があると考えている。

9.98 ソルベンシー II 指令の第 228 条が加盟国間で異なる形で国内法化されており、その解釈が時間の経過とともに議論されてきたことを考慮すると、1) 第 228 条において言及された関連会社の取扱いに関する公平な競争の場を確保することが重要であり、2) そのような取扱いの結果は、グループのソルベンシー要件を計算するソルベンシー II 手法と一致する。また、該当する場合は、参加会社のグループソルベンシーに適格自己資本からこれらの参加のいずれかを差し引く柔軟性を促進する必要がある。

9.99 従って、EIOPA は、FICOD 手法に言及しているソルベンシー II 指令の第 228 条第 1 項を削除することを勧告している。結果として、関連する信用機関、投資会社、及び金融機関は、ソルベンシー II ルールを使用したソルベンシー計算にのみ含める必要がある（背景分析文書の政策問題 9.3.16（1）の詳細を参照のこと）。そのような取扱いは、そのような関連会社のための調和のとれた取扱いをもたらすだろう。委任規則の第 68 条（3）もそれに応じて修正され、関連する信用機関、投資会社、及び金融機関をソルベンシー計算に含めるためのソルベンシー II 手法のみが参照されるようにする必要がある。

6 | ガバナンス要件—グループレベルでのガバナンス要件の適用に関連する不確実性又はギャップ
グループへの単体ガバナンス要件の必要な変更を加えた適用（準用）—ソルベンシー II 指令の第 40 条（グループに対する AMSB の定義）；及びソルベンシー II 指令の第 246 条（ガバナンスシステムの監督）

ソルベンシー II 指令の第 40 条が保険グループにも明示的に適用されるように、ソルベンシー II 指令を修正すること、特に、法的文書に、親（再）保険会社又はグループのトップにある IHC 又は MFHC の AMSB が、全てのグループ要件の遵守に責任を負うことを明確に記載する必要があると勧告している。

優先政策オプションの包括的な詳細については、背景分析文書の政策分析のパラグラフ 9.602～9.607 を参照することを推奨している。

グループへのソルベンシー II 指令の第 41 条から第 50 条の適用に関して特定された準用問題のいくつかを回避するために、グループレベルでのガバナンス要件のシステムに関して、レベル 2 の規制でより具体的に規定することについて勧告している。グループと単独会社間の利益相反問題の一貫性と管理を優先する必要がある。従って、グループレベルでのガバナンス要件の責任者を特定し、保証すべきこととレベル 2 に設定すべき原則を定めている。

ガバナンス要件—グループレベルでのガバナンス要件の適用に関連する不確実性又はギャップ

9.18. グループへの単体ガバナンス要件の必要な変更を加えた適用（準用）—ソルベンシー II 指令の第 40 条（グループに対する AMSB の定義）；及びソルベンシー II 指令の第 246 条（ガバナンスシステムの監督）

9.100 ソルベンシー II 指令の第 246 条で特定された問題に対処するために、指令の第 41 条から第 50 条（単独の事業体に適用される）に定められた要件を保険グループが必要な変更を加えて適用（準用）するが、第 40 条（保険及び再保険会社の AMSB の責任）を明示的に参照していない。

9.101 EIOPA の勧告は、ソルベンシー II 指令の第 40 条が保険グループにも明示的に適用されるように、ソルベンシー II 指令を修正することである。特に、EIOPA は、法的文書に、親（再）保険会社又はグループのトップにある IHC 又は MFHC の AMSB が、全てのグループ要件の遵守に責任を負うことを明確に記載する必要があると勧告している。グループレベルで適切なガバナンスシステムの目的を達成するために、水平グループ、EEA に複数のエントリポイントを持つグループ、及び同じ個人又は法的事業体によって保持される複数のグループの場合に、ソルベンシー II 指令の第 213 条に基づくグループ監督の適用を促進することに関する、この意見のセクション 9.1、及びソルベンシー II 指令の第 214 条（1）の適用及び保有権の適用に関するセクション 9.2、に記載されているグループ監督権限に関する勧告を検討することが重要である。

9.102 優先政策オプションの包括的な詳細については、背景分析文書の政策分析のパラグラフ 9.602～9.607 を参照することを推奨している。

9.103 EIOPA はまた、グループへのソルベンシー II 指令の第 41 条から第 50 条の適用に関して特定された準用問題のいくつかを回避するために、グループレベルでのガバナンス要件のシステムに関して、レベル 2 の規制でより具体的に規定することについて勧告している。グループと単独会社間の利益相反問題の一貫性と管理を優先する必要がある。従って、グループレベルでのガバナンス要件の責任者を特定し、少なくとも次のことを保証するために、以下の原則をレベル 2 に設定する必要がある。

- ・単体及びグループレベルでの機能の蓄積の場合、グループレベルでの能力及び機能が明確に区別さ

れ、正当化され、利害の衝突を回避すること（必要な変更の原則はソルベンシーⅡ指令の第41条（1）及び第49条、及びリサイタル2、3を参照）

- ・グループ内の全ての事業体の書面によるポリシーと、利益相反を回避するためのグループの政策との間の一貫性（必要な変更の原則は、ソルベンシーⅡ指令の第41条（3）を参照）
- ・リスク管理システムは、少なくともグループレベルで実施される全ての活動と、非保険活動及び非保険事業体から生じるリスクを含む、グループレベルでの対処に関連するリスクをカバーする必要がある（必要な変更の原則はソルベンシーⅡ指令の第41条（2）、44、45を参照のこと）。

9.104 考慮すべき原則の包括的なリストについては、優先される政策オプションが説明されている背景分析文書の9.606項を参照のこと。

3—まとめ

以上、今回のレポートでは、ソルベンシーⅡの2020年のレビューに関するEIOPAの意見書の中の助言内容の「グループ監督」のうちの、グループソルベンシーの計算方法を支配する規則以外の、グループ監督の範囲、第三国、最小連結グループSCRの計算及びその他の問題について、報告してきた。

「グループ監督」を巡る問題は、複数の管轄区域における保険監督だけでなく、保険会社以外の金融機関に対する監督も関わってくる問題であるため、原理原則的な考え方を定めたとしても、多くの要素が絡んできて、なかなか簡単には解決できないものも多い。これらの課題については、今回のEIOPAの勧告等を通じて、段階的に解決が図られていくことが期待されている。

次回のレポートでは、「グループ監督」のうちの、グループソルベンシーの計算方法を支配する規則について報告する。

以 上